

## 電気・ガスの契約変更 大手装う勧誘、注意を

2016年4月に電力、翌年4月に都市ガスの小売り全面自由化がスタートし、消費者は契約先や料金プランを自由に選べるようになりました。その一方で契約内容が多様化、複雑化し、トラブルも増えています。

▼大手電力会社を名乗る事業者から電話があり、今よりも月額料金が安くなるというプランを勧められて契約したが、契約書面を確認すると、別事業者との契約であった。大手でないなら契約したくない。(30代・女性)

▼大手電力会社を名乗る事業者に検針票記載の情報を伝えたら、別の事業者からの契約書が勝手に送られてきた。対処法は。(女性)

▼訪問してきた事業者からガス料金が安くなると説明されて契約したが、実際には安くなっていない。元に戻したい。(70代・男性)

大手電力会社やガス会社、あるいはその関連会社を装って個人情報を読み取ったり、悪質な訪問販売をする事例が寄せられています。電話や訪問での勧誘を受けた場合は、相手の会社名などを確認し、不審に思ったら、相手が名乗る大手電力会社などに直接問い合わせ確認しましょう。検針票には個人を特定しうる重要な情報が記載されています。安易に情報を教えないようにしましょう。

ほかにも、「契約先を変更したものの思っていた契約内容と違う」「解約を申し入れたら契約に違約金が定められていた」という相談が多く寄せられています。

電気・ガスの小売事業者には、契約を結ぶ際に原則として「料金をはじめ重要な事項を書面で渡して説明すること」が義務付けられています。契約する際にはしっかりと契約内容を確認し、納得した上で契約をすることが重要です。訪問販売や電話勧誘による契約は、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフ（一定期間内であれば無条件で契約解除できる）が可能です。トラブルが生じたらなるべく早く最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30～17:00)

土曜日は電話相談(9:00～17:00)のみ受付

消費者ホットライン ☎(局番なし)188番(いやや!)

※☎(局番なし)188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。